

令和7年第3回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年3月5日 16:00 ～

伊賀市役所 2階 会議室 202

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第2回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第12号 伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則の制定について

日程第4 議案第13号 県費負担教職員等の任免等内申について

日程第5 報告説明事項
その他

議案第 12 号

伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則の制定
について

伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和7年3月5日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 制定理由 一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例を令和7年4月1日から施行するにあたり、伊賀市同和奨学金支給条例及び伊賀市奨学金支給条例を廃止することによる。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和7年4月1日

伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊賀市同和奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 13 号）
- (2) 伊賀市奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 14 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（伊賀市同和奨学金支給規則の廃止に伴う経過措置）
- 2 一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例（令和 6 年伊賀市条例第 42 号）附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同附則第 2 項の規定による廃止前の伊賀市同和奨学金支給条例の規定の適用を受ける場合については、この規則による廃止前の伊賀市同和奨学金支給規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

○伊賀市同和奨学金支給規則

平成16年11月 1 日教育委員会規則第13号

改正

平成19年 2 月 1 日教委規則第 1 号

平成21年 9 月30日教委規則第13号

平成22年 2 月26日教委規則第 1 号

平成24年 2 月29日教委規則第 1 号

平成25年 3 月29日教委規則第 2 号

平成27年11月18日教委規則第10号

令和 2 年 5 月22日教委規則第20号

令和 3 年 3 月18日教委規則第 4 号

伊賀市同和奨学金支給規則

(趣旨)

第 1 条 伊賀市同和奨学金支給条例（平成16年伊賀市条例第148号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、伊賀市同和奨学金（以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(申請手続等)

第 2 条 初めて奨学金を受けようとする者は、次に掲げる書類を伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第 1 号）
- (2) 条例第 2 条に規定する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (3) 奨学金を受けようとする者及び保護者を含む世帯員全員の記載のある住民票
- (4) 生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

2 受給 2 年目以降、継続して奨学金を受給しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

- (1) 奨学金継続支給申請書（様式第 2 号）
- (2) 条例第 2 条に規定する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (3) 生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

3 前 2 項の規定により書類を提出する場合で、様式第 1 号又は様式第 2 号において住民税の課税

状況の確認・調査に関して同意し、教育委員会が第8条に規定する奨学生の決定に必要な住民税の課税状況を確認できるときは、第1項第4号又は前項第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(選考委員会)

第3条 条例第6条に規定する伊賀市同和奨学金支給選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、教育委員会が委嘱又は任命する12人以内の委員で構成する。

2 選考委員会は、奨学金受給申請のあった者について審査を行い、奨学生としてふさわしい者を教育委員会へ報告するとともに、奨学金の支給廃止について審査する。

(組織)

第4条 選考委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考基準)

第7条 条例第3条第1号に規定する市内同和地区の住民とは、申請者又は申請者の保護者が市内同和地区に居住若しくは居住経験を有し、選考委員会において同和地区関係者等と認定される者とする。

2 条例第3条第3号に規定する経済的理由により修学が困難な者とは、高校等に在学する申請者については生計を一にする父母又は保護者の市民税所得割額の合計が年間で85,000円以下となる者とし、大学等に在学する申請者については年間で166,000円以下となる者とする。

3 その他選考に関し必要な事項は、選考委員会がこれを定める。

(奨学生の決定)

第8条 教育委員会は、選考委員会の報告に基づき、奨学生を決定したときは、支給決定通知書（様式第3号）又は継続支給決定通知書（様式第4号）を送付する。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生として決定された者は、誓約書（様式第5号）を教育委員会へ提出しなければならない。

(奨学金支給の時期等)

第10条 奨学金は、次の3期に分けて、それぞれの最終月に次の割合により支払う。

第1期（4月分から8月分まで） 支給年額の12分の5

第2期（9月分から12月分まで） 支給年額の12分の4

第3期（1月分から3月分まで） 支給年額の12分の3

2 条例第4条第2項に定める高校等入学時奨学金については、前項の第1期分に加算して支給する。

(異動報告)

第11条 奨学生は、次のいずれかに該当するときには、速やかに教育委員会に異動届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 休学、退学、転学又は復学したとき。

(2) 奨学生の氏名、住所等に異動があったとき。

(支給廃止の決定等)

第12条 条例第7条第3号の規定に基づき、奨学金廃止の決定をしようとするときは、選考委員会の審査に付すものとし、同条第1号又は第2号の規定により奨学金廃止の決定をした場合は、選考委員会へ報告するものとする。

2 教育委員会が支給廃止の決定をしたときは、奨学金支給廃止等通知書（様式第7号）により奨学生に通知するものとする。

3 奨学金の支給廃止は、支給廃止の原因となる事実の生じた日の翌月分から行う。

(奨学金の返還)

第13条 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請によって奨学金を受けたとき。

(2) 条例第7条の規定により奨学金の支給廃止の決定を受けた場合、既に支給を受けた奨学金の額が本来受けるべき奨学金の額を超えているとき。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、上野市奨学金（同和）支給規則（昭和46年上野市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度の申請手続の特例)

- 3 次項の規定により令和2年度において奨学金を受けようとする者は、第2条に規定する書類のほか、教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

(令和2年度における選考基準の特例)

- 4 令和2年度に限り、条例第3条第3号に規定する経済的理由により修学が困難な者とは、第7条第2項に規定する者のほか、その者と生計を一にする父母又は保護者の令和2年1月から同年6月までにおける収入（見込みを含む。以下同じ。）の額又は所得（見込みを含む。以下同じ。）の額の合計額が教育委員会が別に定める基準未満である者とする。ただし、当該合計額が収入にあつては2,964,000円以上、所得にあつては2,100,000円以上の場合を除くものとする。

(令和2年度の支給時期の特例)

- 5 令和2年度に限り、令和2年度に新たに奨学生として決定された者及び前項の規定により奨学生となった者に係る第10条第1項に規定する第1期の支給時期は、同項の規定にかかわらず、8月から9月までの間とする。

附 則（平成19年2月1日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日教委規則第13号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から執行する。

附 則（令和2年5月22日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
 様式第1号（第2条関係）

伊賀市同和奨学金支給申請書			
<p>伊賀市同和奨学金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。申請書の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>伊賀市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者（本人）^{ふりがな} 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">保護者 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">住所 〒 _____</p> <p style="text-align: right;">伊賀市 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p style="text-align: center;">※氏名・住所等は、必ずペンや万年筆などで記入して下さい。 （ゴム印、印刷文字等は不可です）</p>			
在学学校名	公立・私立		
学科名等			
入学年月	年 月	卒業予定年月月	年 月
家族の状況（本人を含む。）	氏 名	生 年 月 日	※課税台帳の閲覧
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
<p>※課税台帳の閲覧欄について</p> <p>伊賀市奨学金支給申請に係る審査資料として必要があるときは、該当年分の住民税の課税状況について、伊賀市教育委員会が確認・調査することについて、同意するかどうかを選択してください。</p>			

(添付書類)

- ①在学証明書
- ②世帯全員の続柄記載のある住民票（修学のため本人の住所が異なる場合、本人の住民票も添付してください。）
- ③生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

※③については、申請書の課税台帳の閲覧欄において同意を選択している場合、添付不要です。ただし、申請しようとする年の1月1日現在において伊賀市に住所を有していなかった方については、該当市町村の発行する住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写しを添付してください。

様式第2号（第2条関係）
 様式第2号（第2条関係）

伊賀市同和奨学金継続支給申請書			
伊賀市同和奨学金の継続支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。申請書の記載内容は事実と相違ありません。			
年 月 日			
伊賀市教育委員会 様			
申請者（本人）	氏名 <small>ふりがな</small> _____		
保護者	氏名 _____		
	住所 〒 _____ 伊賀市 _____		
	電話番号 _____		
※氏名・住所等は、必ずペンや万年筆などで記入して下さい。 （ゴム印、印刷文字等は不可です）			
家族の状況 （本人を含む。）	氏 名	生 年 月 日	※課税台帳の閲覧
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
※課税台帳の閲覧欄について 伊賀市奨学金支給申請に係る審査資料として必要があるときは、該当年分の住民税の課税状況について、伊賀市教育委員会が確認・調査することについて、同意するかどうかを選択してください。			

（添付書類）

- ①在学証明書
- ②生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

※②については、申請書の課税台帳の閲覧欄において同意を選択している場合、添付不要です。ただし、申請しようとする年の1月1日現在において伊賀市に住所を有していなかった方については、該当市町村の発行する住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写しを添付してください。

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

				年	月	日	
伊賀市同和奨学金支給決定通知書							
様							
伊賀市教育委員会							
申請された伊賀市同和奨学金の支給を決定したので通知します。							
入学時奨学金				円			
支給額	月額			円			
支給期間		年	月	日～	年	月	日
* ただし、上記支給期間中であっても伊賀市同和奨学金支給条例第3条の受給資格を失った場合は、支給を廃止されることがあります。							

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

				年	月	日	
伊賀市同和奨学金継続支給決定通知書							
様							
伊賀市教育委員会							
申請のあった伊賀市同和奨学金の継続支給を決定したので通知します。							
				支給額	月額	円	
支給期間		年	月	日～	年	月	日
* ただし、上記支給期間中であっても伊賀市同和奨学金支給条例第3条の受給資格を失った場合は、支給を廃止されることがあります。							

様式第5号（第9条関係）
様式第5号（第9条関係）

年 月 日

誓 約 書

伊賀市教育委員会 様

伊賀市同和奨学金支給条例及び伊賀市同和奨学金支給規則の規定を遵守することを誓約します。

(奨学生) 氏 名 _____

学校名 _____

(保護者) 住 所 _____

氏 名 _____

様式第6号 (第11条関係)
 様式第6号 (第11条関係)

異 動 届

年 月 日

伊賀市教育委員会 様

本人氏名 _____

保護者住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり異動がありましたので伊賀市同和奨学金支給規則第11条の規定により、届け出ます。

(ふりがな)		生 年 月 日	年 月 日 () 歳
奨学生氏名			
在 学 校 名	校 科 年		
異 動 事 項 (該当事項に○ 印を付してくだ さい)	本 人	退学・休学・復学・住所・氏名・死亡・その他 ()	
	保 護 者	住所・氏名・その他 ()	
異動の生じた 年 月 日	年 月 日		
異 動 の 内 容 及 び 理 由			

様式第7号（第12条関係）
様式第7号（第12条関係）

年 月 日

伊賀市同和奨学金支給廃止等通知書

様

伊賀市教育委員会

伊賀市同和奨学金の支給を廃止しましたので次のとおり通知します。

奨 学 生	住 所
	氏 名
廃 止 年 月	年 月分から
理 由	

○伊賀市奨学金支給規則

平成16年11月1日教育委員会規則第14号

改正

平成17年10月3日教委規則第9号

平成21年9月30日教委規則第12号

令和2年5月22日教委規則第20号

令和3年3月18日教委規則第4号

令和5年3月20日教委規則第3号

伊賀市奨学金支給規則

(趣旨)

第1条 伊賀市奨学金支給条例（平成16年伊賀市条例第239号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、伊賀市奨学金（以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(申請手続等)

第2条 初めて奨学金を受けようとする者は、次に掲げる書類を伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第1号）
- (2) 条例第2条に規定する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (3) 奨学金を受けようとする者及び保護者を含む世帯員全員の記載のある住民票
- (4) 生計を一にする世帯員の中で所得のある者全員に係る住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

2 受給2年目以降、継続して奨学金を受給しようとする者は、伊賀市奨学金継続支給申請書（様式第2号）並びに前項第2号及び第4号に掲げる書類を提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

3 前2項の規定により書類を提出する場合で、様式第1号又は様式第2号において住民税の課税状況の確認・調査に関して同意し、教育委員会が第4条に規定する奨学生の決定に必要な住民税の課税状況を確認できるときは、第1項第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(選考基準)

第3条 条例第3条第3号に規定する受給資格要件の選考基準は、奨学金支給申請者と生計を一にする世帯員の中に当該年度の住民税所得割額を納付すべき世帯員のいない者とする。

(奨学生の決定)

第4条 教育委員会は、第3条に定める書類選考に基づき奨学生を決定し、支給決定通知書(様式第3号)を送付する。

(誓約書の提出)

第5条 奨学生として決定された者は、誓約書(様式第4号)を教育委員会へ提出しなければならない。

(奨学金支給の時期等)

第6条 奨学金は、次の3期に分けて、それぞれの最終月に次の割合により支払う。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

第1期(4月分から8月分まで) 支給年額の12分の5

第2期(9月分から12月分まで) 支給年額の12分の4

第3期(1月分から3月分まで) 支給年額の12分の3

(異動報告)

第7条 奨学生は、次のいずれかに該当するときには、速やかに教育委員会に異動届(様式第5号)を提出しなければならない。

- (1) 休学、退学、転学又は復学したとき。
- (2) 奨学生の氏名、住所等に異動があったとき。

(支給廃止の決定等)

第8条 教育委員会が、条例第6条の規定に基づき、支給廃止の決定をしたときは、奨学金支給廃止等通知書(様式第6号)により、奨学生に通知するものとする。

2 奨学金の支給廃止は、支給廃止の原因となる事実の生じた日の翌月分から行う。

(奨学金の返還)

第9条 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請によって奨学金を受けたとき。
- (2) 条例第6条の規定により奨学金の支給廃止の決定を受けた場合、既に支給を受けた奨学金の額が本来受けるべき奨学金の額を超えているとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀町奨学金規則（昭和44年伊賀町規則第1号）、島ヶ原村奨学金規則（平成9年島ヶ原村教育委員会規則第13号）、阿山町奨学金支給規程（昭和47年阿山町教育委員会規程第1号）、大山田村高等学校等奨学金支給規則（平成14年大山田村規則第5号）、青山町奨学金支給規則（昭和33年青山町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(選考基準の特例)

- 3 第3条の規定にかかわらず、前項の規定により奨学金の支給を受ける者の継続受給にかかる選考基準は、合併前の規則、規程の例による。

(令和2年度の申請手続の特例)

- 4 次項の規定により令和2年度において奨学金を受けようとする者は、第2条に規定する書類のほか、教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

(令和2年度における選考基準の特例)

- 5 令和2年度に限り、条例第3条第3号に規定する受給資格要件の選考基準は、第3条に規定する者のほか、その者と生計を一にする世帯員全員の令和2年1月から同年6月までにおける収入（見込みを含む。以下同じ。）の額又は所得（見込みを含む。以下同じ。）の額の合計額が教育委員会が別に定める基準未満である者とする。ただし、当該合計額が収入にあっては2,964,000円以上、所得にあっては2,100,000円以上の場合は除くものとする。

(令和2年度の支給時期の特例)

- 6 令和2年度に限り、令和2年度に新たに奨学生として決定された者及び前項の規定により奨学生となった者に係る第6条に規定する第1期の支給時期は、同条の規定にかかわらず、8月から9月までの間とする。

附 則（平成17年10月3日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成21年9月30日教委規則第12号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（令和2年5月22日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日教委規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)
 様式第1号 (第2条関係)

伊賀市奨学金支給申請書			
伊賀市奨学金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。申請書の記載内容は事実と相違ありません。 年 月 日 伊賀市教育委員会 様			
		申請者(本人) 氏名	_____
		保護者 氏名	_____
		住所 〒	_____
		伊賀市	_____
		電話	_____
※氏名・住所等は、必ずペンや万年筆などで記入して下さい。 (ゴム印、印刷文字等は不可です)			
在学学校名	公立・私立		
学科名等			
入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月
家族の状況(本人を含む。)	氏 名	生 年 月 日	※課税台帳の閲覧 (どちらかを○で囲んでください)
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
		年 月 日	同意・拒否
※課税台帳の閲覧欄について 伊賀市奨学金支給申請に係る審査資料として必要があるときは、該当年分の住民税の課税状況について、伊賀市教育委員会が確認・調査することについて、同意するかどうかを選択してください。			

(添付書類)

- ①在学証明書
- ②世帯全員の記載のある住民票(就学のため本人の住所が異なる場合、本人の住民票も添付して下さい。)
- ③生計を一にする世帯員の中で所得のあるもの全員にかかる住民税課税証明書(所得・控除額・税額の記載のあるもの)、住民税納税通知書の写し

※③については、申請書の課税台帳の閲覧欄において同意を選択している場合、添付不要です。ただし、申請しようとする年の1月1日現在において伊賀市に住所を有していなかった方については、該当市町村の発行する住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写しを添付してください。

様式第2号（第2条関係）
 様式第2号（第2条関係）

伊賀市奨学金継続支給申請書			
伊賀市奨学金の継続支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。申請書の記載内容は事実と相違ありません。			
年 月 日			
伊賀市教育委員会 様			
	申請者（本人）	<small>フリガナ</small> 氏 名 _____	
	保護者	氏 名 _____	
		住 所 〒 _____	
		伊賀市 _____	
		電話番号 _____	
※氏名・住所等は、必ずペンや万年筆などで記入して下さい。			
（ゴム印、印刷文字等は不可です）			
家族の状況 （本人を含む。）	氏 名	生 年 月 日	※課税台帳の閲覧
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
		年 月 日	同意 ・ 拒否
※課税台帳の閲覧欄について 伊賀市奨学金支給申請に係る審査資料として必要があるときは、該当年分の住民税の課税状況について、伊賀市教育委員会が確認・調査することについて、同意するかどうかを選択してください。			

（添付書類）

- ①在学証明書
- ②生計を一にする世帯員の中で所得のあるもの全員にかかる住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

※②については、申請書の課税台帳の閲覧欄において同意を選択している場合、添付不要です。ただし、申請しようとする年の1月1日現在において伊賀市に住所を有していなかった方については、該当市町村の発行する住民税課税証明書又は住民税納税通知書写しを添付してください。

様式第5号 (第7条関係)
 様式第5号 (第7条関係)

異 動 届
 年 月 日

伊賀市教育委員会 様

本人氏名 _____
 保護者住所 _____
 (保証人)氏名 _____
 電話 _____

次のとおり異動がありましたので伊賀市奨学金支給規則第7条の規定により、届け出ます。

(ふりがな) 奨学生氏名			生 年 月 日	年 月 日 () 歳
在学名	校 科 年			
異動事項等 (該当事項に ○印を付して ください)	本人	退学・休学・復学・住所・氏名・辞退 その他 ()		
	保護者 (保証人)	住所・氏名・その他 ()		
異動等の生じた 年月日	年 月 日			
異動の内容 及び理由				

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

伊賀市奨学金支給廃止等通知書

様

伊賀市教育委員会

伊賀市奨学金の支給を廃止しましたので次のとおり通知します。

奨 学 生	住 所
	氏 名
廃 止 年 月	年 月分から
理 由	

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学の困難な市内の生徒及び学生に対して一人ひとりが輝く伊賀市奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、ひとしくその能力に応じた教育を受けることができるよう支援することにより、「誰一人取り残さない持続可能な伊賀市」及び「差別のない明るい伊賀市」の実現に貢献することができる人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校、高等専門学校の前記3年の課程、中等教育学校の後記3年の課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置された長期間の普通職業訓練を行う職業能力開発校及び障害者職業能力開発校をいう。
- (2) 大学等 学校教育法に基づき設置された大学（専攻科、別科及び大学院を除く。）、短期大学、高等専門学校の後記2年の課程並びに専修学校の専門課程及び一般課程並びに職業能力開発促進法に基づき設置された長期間の高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校、障害者能力開発校及び職業能力開発大学校をいう。

(支給対象者)

第3条 奨学金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及びその保護者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（修学のための転出により本市の住民票を消除された者を含む。）
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者であつて、申請をする年度の4月1日における年齢が30歳未満であるもの
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 本市が支給する他の奨学金を受給していない、又は受給の決定を受けていない者

(支給額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高等学校等に在学する者 年額7万2,000円

(2) 大学等に在学する者 年額8万4,000円

2 高等学校等に在学する者のうち、第1学年にあるものには、前項の規定にかかわらず、前項第1号に定める額に入学時奨学金として1万円を加算して得た額を支給する。

(支給期間)

第5条 奨学金を支給することができる期間は、学校教育法の規定による高等学校等若しくは大学等の修業年限の期間又は職業能力開発促進法の規定による訓練期間とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(支給の申請及び決定)

第6条 奨学金の支給を受けようとする支給対象者は、規則で定めるところにより、奨学金の支給を受けようとする年度ごとに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、書類審査により奨学金の支給の可否を決定する。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定による奨学金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給の決定を取り消すものとし、既に支給した奨学金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 支給対象者でなくなったとき。

(2) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金を支給することが不相当と市長が認めるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(伊賀市同和奨学金支給条例の廃止)

2 伊賀市同和奨学金支給条例(平成16年伊賀市条例第148号)は、廃止する。

(伊賀市奨学金支給条例の廃止)

3 伊賀市奨学金支給条例(平成16年伊賀市条例第239号)は、廃止する。

(伊賀市同和奨学金支給条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 令和6年度において、附則第2項の規定による廃止前の伊賀市同和奨学金支給条例第1条に規定する奨学金の支給を受けていた者（同条例第7条の規定により支給を廃止された者を除く。）については、引き続き当該者が当該奨学金の受給資格を有する間において、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例（令和6年伊賀市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(支給対象要件)

第3条 条例第3条第3号に該当する者は、生計を一にする保護者の奨学金を受けようとする年度の住民税所得割額の合計額1万円以下である者とする。

(申請手続)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、市が確認することができるときは、省略することができる。

- (1) 高等学校等又は大学等の在学証明書
- (2) 申請者及び申請者と生計を一にする保護者の記載がある住民票
- (3) 申請者と生計を一にする保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し
- (4) 振込先が確認できる通帳等の写し

(支給決定の通知)

第5条 市長は、条例第6条第2項の規定により奨学金の支給を決定したときは、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給決定通知書（様式第2号）により当該奨学金の申請者に通知する。

(支給方法)

第6条 奨学金は、条例第4条に規定する年額を次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれの期間の最終月に当該各号に定める割合により支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第1期（4月分から8月分まで） 支給年額の12分の5

(2) 第2期（9月分から12月分まで） 支給年額の12分の4

(3) 第3期（1月分から3月分まで） 支給年額の12分の3

2 条例第4条第2項に規定する入学時奨学金は、前項第1号に掲げる期間の区分に支給する奨学金の額に加算して支給する。

(異動の届出)

第7条 奨学金の支給の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、次の各号いずれかに該当するときは、速やかに異動届（様式第3号）によりその内容を市長に届け出なければならない。

(1) 本人又は保護者の身上事項の変更があったとき。

(2) 休学、停学、退学、転学、復学など在学习関係の重要な異動が生じたとき。

(3) 奨学金の受給を辞退しようとするとき。

(支給の停廃止等の決定)

第8条 市長は、条例第5条ただし書に規定する場合において奨学金の支給を停止するとき若しくはこれを解除するとき、又は条例第7条の規定により奨学金の支給の決定を取り消すときは、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給停廃止（解除）通知書（様式第4号）により奨学生に通知するものとする。

2 奨学金の支給の停止、廃止又は停止の解除は、当該停止、廃止又は停止の解除の原因となる事実の生じた日の翌月分から行う。

(奨学金の返還)

第9条 条例第7条の規定により奨学金の返還を命ずるときは、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金返還通知書（様式第5号）により奨学生に通知するものとし、奨学生又はその保護者は、定められた期日までに指定の金額を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給申請書

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

伊賀市長 様

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (学生本人)	ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日		
	住所	〒						
	連絡先 電話番号	—						
	在学 学校名							
	学科名等	科		年 (年制)				
	入学年月	年	月	卒業予定 年月	年	月		
	作文欄	<p>※空欄の場合、受付できませんので、必ず記載してください。</p> <p>「奨学金を申請される方へ」を読んであなた（本人）が思ったことや、奨学金を将来の自分にどう役立てたいかなど記載してください。欄が足りない場合は裏面又は別紙に記載してください。</p>						
保護者	ふりがな 氏名		ふりがな 氏名					
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（異なる場合のみ記入） 〒	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（異なる場合のみ記入） 〒				
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	課税台帳の 閲覧	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 拒否		課税台帳の 閲覧	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 拒否			

※裏面も記載してください。

振り込み先 振込先	金融 機関名	銀行・金庫 農業協同組合		本店 支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 (総合) <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (7ケタ)	
申請者 (学生 本人) 名義に 限ります。	フリガナ 口座名義			
承諾欄	<p>・申請書の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>・保護者の課税台帳の閲覧欄において「同意」を選択した場合、該当年分の住民税の課税状況について、市が確認・調査することについて、同意します。</p> <p>・奨学金の受給が決定した場合、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例及び一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例施行規則の規定を遵守することを誓約します。</p> <p>申請者 _____</p> <p>保護者 _____</p>			

添付書類

①在学証明書

②申請者 (学生本人) 及び生計を一にする保護者の住民票

③生計を一にする保護者全員の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

④振込先が確認できる書類 (口座番号、口座名義が確認できる通帳等) の写し

※③については、申請書の課税台帳の閲覧欄において、「同意」を選択している場合添付不要です。ただし、申請しようとする年の1月1日現在において伊賀市に住所を有していなかった方については、該当市町村の発行する住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写しを添付してください。

作文欄 (続き)	
-------------	--

年 月 日

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給決定通知書

様

伊賀市長

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金の支給を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

奨学金支給額 年額 円

入学時奨学金 円

支給期間 年 月 日から 年 月 日まで

支給方法 次の期日までに、指定の金融機関口座へ振り込みにより支給する。

第1期分(月末)

第2期分(月末)

第3期分(月末)

入学時奨学金は、第1期分に加算して支給する。

※ただし、上記支給期間中であっても一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例第3条の受給資格を失った場合など、支給の決定を取り消すことがあります。

様式第3号（第7条関係）

異 動 届

年 月 日

伊賀市長 様

奨学生 住 所 _____

氏 名 _____

保護者 氏 名 _____

電 話 _____

次のとおり異動がありましたので、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例施行規則第7条の規定により届け出ます。なお、異動事項によっては一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例の規定に基づき、奨学金の支給の決定を取り消されることについて、承諾します。

(ふりがな) 奨学生氏名		生 年 月 日	年 月 日
在学学校名	校 科 年		
異動事項等 (該当事項に ○印を付して ください)	奨学生本人	退学・休学・復学・住所・氏名・辞退 その他 ()	
	保護者	住所・氏名・その他 ()	
異動等の生じた 年月日	年 月 日		
異動の内容 及び理由			

年 月 日

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給停廃止(解除)通知書

様

伊賀市長

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金の支給を停止・廃止(解除)しましたので通知します。

記

奨学生 住所

氏名

停廃止(解除)年月 年 月分から

停廃止(解除)理由

年 月 日

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金返還通知書

様

伊賀市長

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例第7条の規定により、一人ひとりが輝く伊賀市奨学金の返還義務が生じたので通知します。

ついては、下記のとおり奨学金を返還してください。

記

返還金額 円
返還理由
返還期限 年 月 日
返還方法

議案第 13 号

県費負担教職員等の任免等内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条第 1 項の規定に基づく県費負担教職員等の任免その他の進退に係る三重県教育委員会への内申について、次のとおり承認を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

内申内容 別紙のとおり 【資料の一部非公開】

令和7年度教職員人事異動基本方針

三重県教育委員会

令和6年3月に策定した「三重県教育ビジョン～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～」では、子どもたちに育みたい力として、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」の3つの力を示し、「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」をはじめとする様々な施策を展開しているところである。

このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和7年度 伊賀市教職員人事異動基本方針

伊賀市教育委員会

三重県教育委員会の教職員人事異動基本方針及び実施要領に従い、伊賀市の状況を十分考慮し、次の人事異動基本方針を定める。

- 1 伊賀市全体を見据えた教職員の異動を積極的・計画的に推進し、伊賀市教育の振興を図る。
- 2 本人の希望や生活事情も考慮するが、あくまで教育第一の立場を重視する。
- 3 校長の意見を尊重する。
- 4 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和7年第3回伊賀市教育委員会臨時会議事録

1. 開催日時 : 2025年(令和7年)3月5日(水曜日) 16時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室 202
3. 出席者 : 谷口教育長、岡森委員、中委員、野口委員、内藤委員、川部事務局長、森口教育総務課長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長
4. 傍聴人 1人
5. 協議事項 : 議案第12号 伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則の制定について
議案第13号 県費負担教職員等の任免等内申について
6. 報告事項 : その他

閉会 : 17時13分 署名委員 : 岡森委員

教育長 皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。4時から臨時会を開いていただきありがとうございます。議会の一般質問の最中で、今回の議会は教育の質問が非常に多いです。それでは、これより令和7年第3回伊賀市教育委員会臨時会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、**岡森委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**岡森委員**といたします。よろしく申し上げます。

教育長 日程第2 令和7年第2回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであり

ますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(異議なし)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第12号 伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から順に説明をお願いします。

(教育総務課長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第12号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案12号は、可決いたしました。

日程第4 議案第13号 県費負担教職員等の任免等内申についてを議題といたします。

本議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開で審議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 それでは非公開で審議することは、出席委員の3分の2以上での議決を要することとなっておりますことから、議決を得たいと思います。
非公開審議に賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

議案第13号は、非公開で審議することに決しました。

傍聴者の方はご退出ください。

(非公開審議のため議事録省略)

教育長 採決に入ります。議案第 13 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 13 号は、可決いたしました。
傍聴者の方がおみえでしたら、入室してください。

教育長 それでは、日程第 5 報告説明事項に移ります。
「その他」の項ですが、何かございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
これをもちまして、第 3 回臨時会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

17 時 13 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員